本用紙は大切に保管ください。

健康咀嚼指導士認定等に係る申請並びに更新要領

特定非営利活動法人　日本咀嚼学会

特定非営利活動法人　日本咀嚼学会（以下「本会」という）は、国民の保健、医療、福祉の向上に貢献するため、咀嚼及び健康に関する指導者養成事業の一環として、定款第5条（6）において、健康咀嚼指導士を認定する事業を定めています。

本会が進めている健康咀嚼指導士認定について、多くの方々により深いご理解とご協力を得る目的で、規程等で定めた本申請並びに更新要領に関して、以下のように整理いたしましたので、ぜひご活用下さい。ご不明な点につきましては、事務局（口腔保健協会）にメールにてお問い合わせ下さい。

I.　申請に関する事項

1. 申請要件について（「制度規程」第3条）

本会の会員、非会員にかかわらず、申請するためには、以下の2要件をすべて満たす必要があります。

1）本会健康咀嚼指導士認定研修会を受講し、認定試験合格者であること。

2）咀嚼及び健康に関する職種の免許を有すること。

（歯科衛生士、保健師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、調理師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、ケア・マネージャー、鍼・灸・マッサージ師、教諭、学校保健担当者、歯科医師、医師等）

又は、以下の施設等で咀嚼及び健康に関連する診療、指導、相談等に当たっていること。

（大学病院、総合病院、診療所、歯科医院，福祉・介護施設、学校、役所、各種施設等で2年以上の勤務経験を有する者）

2.　申請手続きについて（「制度規程」第4条、並びに「施行細則」第2条）

前項に掲げる申請要件1）及び2）を満たしている申請者は、以下の1）又は2）に掲げる書類一式を8月4日迄に本学会ホームページ掲載の「申請書類提出フォーム」より事務局に提出して下さい。

『咀嚼及び健康に関連する職種の免許証』『勤務に係る証明書類』以外の各書類については、本学会ホームページに掲載されていますのでそちらをご利用ください。

※印刷は不要です。Word、pdf の状態で提出いただきます（印刷し記入したものを PDF データとして提出することも可能です）

※勤務に係る証明書は任意書式です。

＜ホームページの書類提出フォームより提出いただく書類＞

① 健康咀嚼指導士認定申請書　※Word または pdf

② 履歴書（各種取得免許並びに勤務施設及び勤務年数等を明記）　※Word または pdf

③　咀嚼及び健康に関連する職種の免許証（※各自準備）

または　勤務に係る証明書類（※各自準備）　※画像データまたは pdf

※資格証が旧姓の場合は、まずは旧姓の資格証で申請ください。その後、氏名変更手続きが完了しましたら、問い合わせフォームより再度資格証 pdf を提出願います。

上記書類の提出がない場合は、認定証をお送りすることができませんので必ずご提出願います。

3. 認定審査および認定証交付について(「制度規程」第5条、第6条)

1) 申請者に対する認定の可否については、健康咀嚼指導士研修委員会において審議し、常任理事会の議を経て、決定する。

2) 健康咀嚼指導士認定者に対して、健康咀嚼指導士の認定証を交付する。

3) 認定日は、常任理事会において承認された日付とする。

Ⅱ. 更新に関する事項

健康咀嚼指導士認定者は、5年ごとに資格の更新を以下の要領で行う必要があります。(「制度規程」第7条、第8条)

1. 更新要件について(「施行細則」第3条)

1) 本会会員の更新要件

本会の正会員会費を遅滞なく納めていること。

2) 非会員の更新要件

本会が開催する以下に掲げる行事に5年間で、1件以上発表又は参加し、それぞれの証明書類等(写)を提出すること。

(1) 本会学術大会に参加

(2) 本会主催の講演会又は研修会等に参加

(3) その他、健康咀嚼指導士研修委員会が認める学術集会等への参加

なお、上記において、申請者名が明記された参加証等の写しを事務局に提出して下さい。

2. 更新手続きについて(「施行細則」第4条)

前項に掲げた更新要件を満たし、その資格を更新する場合は、別に定める更新申請料を納入の上、本会会員にあっては、(1)及び(4)を、非会員にあっては、次の各号に掲げる書類一式を、事務局に提出して下さい。

(1) 健康咀嚼指導士更新申請書

(2) 咀嚼及び健康に関連する職種の免許証又は勤務に係る証明書類(ともに写)

(3) 更新要件2)に係る参加章等の証明書類

(4) 本会会員は更新申請料 3,000 円、非会員は更新申請料 5,000 円

(郵便振替払込受領証のコピーを上記(1)申請書に貼付する)

なお、上記書類のうち、(1)については、学会ホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

3. 更新の申請は、認定失効期日の6か月前から失効時の同年度末までに行う。

4. 更新審査及び更新証の交付について(「制度規程」第9条、第10条)

1) 更新の申請者に対する更新の可否については、健康咀嚼指導士研修委員会において審議し、常任理事会の議を経て、決定する。

2) 本会の健康咀嚼指導士として更新を認定した者に対して、健康咀嚼指導士の更新証を交付する。更新日は、最初に認定された同月日とする。

Ⅲ. 資格喪失等に関する事項（「制度規程」第11条、第12条）

1. 健康咀嚼指導士は、以下に掲げる各状況の１つに該当するときは、その資格を失うことがある。
   1） 本人が健康咀嚼指導士の資格を辞退したとき。
   2） 本人が健康咀嚼指導士の資格更新の手続きを行わなかったとき。
   3） 健康咀嚼指導士更新資格が認定されなかったとき。
   4） 本会が健康咀嚼指導士として不適当と認めたとき。

2. 健康咀嚼指導士の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したと当該者からの書面による届出に対し、健康咀嚼指導士研修委員会がその申し出を認めた場合、再び健康咀嚼指導士の資格を申請することができる。

Ⅳ. 提出金品の不返還（「施行細則」第5条）

上記に定めた既納の各種書類並びに各申請料等は、いかなる理由があっても返還しないことになっています。特に、各種免許証並びに証明書等の原本は提出されない様、必ず複写でお願いいたします。

≪特定非営利活動法人日本咀嚼学会事務局≫
〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル
（一財）口腔保健協会内
E-mail： jsmshp@kokuhoken.or.jp